

第1章 地域福祉計画について

1 地域福祉計画策定の趣旨

1. 地域福祉とは

地域福祉とは何でしょうか？

従来、わが国における社会福祉施策は、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき、行政の措置による福祉サービスを基本としていましたが、社会経済状況の変化や少子高齢化が進む中、多様化する福祉ニーズに対して将来にわたって十分に対応していくことへの懸念から、戦後50年間にわたって継続されてきた社会福祉のあり方を大きく転換させることを目的に、社会福祉基礎構造改革³に取り組みました。

そのひとつとして、従来の「社会福祉事業法」が全面的に改正され、平成12年に「社会福祉法」として新たに生まれ変わりました。「社会福祉法」においては、隣近所の助け合いやNPO活動・ボランティア活動といった市民組織による福祉サービスを活性化することによって、お年寄りや障害を持つ方々が、それぞれのニーズに合った福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で暮らし続けていける環境を創り出していくために、「地域福祉」の推進が打ち出されました。

このように考えると「地域福祉」とは、高齢者福祉とか障害者福祉などの特定の対象者に向けた、ある意味、限定的な福祉ではなく、地域に住む人の誰もがその対象や担い手となるような、より網羅的で、より主体的な福祉のあり方であるといえるでしょう。

2. なぜ、いま、地域福祉なのか？

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、かつてどこにでも見られた隣近所との付き合い、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い、助け合う、そんな地域になることが地域福祉の目指すひとつの姿なのです。

現在のわが国における地域社会の状況に目を向けると、かつてはどこにでも見られた地域における助け合い機能は弱体化し、地域住民同士のつながりそのもの

1 行政の権限で、サービスの受け手に対して、サービス提供事業者を特定し、サービスの内容を決定する方法。

2 生まれ来る子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性ははらんでいる。

3 昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の無い「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」などの社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しを行うこと。

4 民間非営利活動団体（法人）のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

が希薄になってきているなど、昔の地域社会の状況とは大きく変容しています。また、少子化・高齢化・人口減少社会への突入、成長型社会の終焉、さらには深刻な経済環境の悪化などを背景に、生活不安とストレスが増大し、青少年や中年層の自殺、ニート⁵やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど、かつては想像もできなかったような新たな社会問題が発生しています。

こうした社会状況の中、地域における福祉の役割は極めて重要になっています。コミュニティ⁶の活性化による地域住民同士の自主的な助け合いなどの意義が今後ますます大きくなるものと考えられます。

3. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉法上の地域福祉計画の目標は「1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進」「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」となっています。

船橋市としては、社会福祉法の規定よりも広い理念を掲げ、地域福祉の推進に努めています。

船橋市地域福祉計画の理念

船橋市の市民一人ひとりが、
自らの住む地域に積極的に関わり、
誰かの役に立ち、感謝され、
地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、
生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

船橋市では、平成17年3月に「船橋市地域福祉計画」を策定し、地域住民と行政が協働⁷しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めています。

⁵ Not in Employment, Education or Training の略称で「通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人」を指し、1990年代末にイギリスで生まれた造語。多くは20代、30代の若年層と言われている。

⁶ 住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。

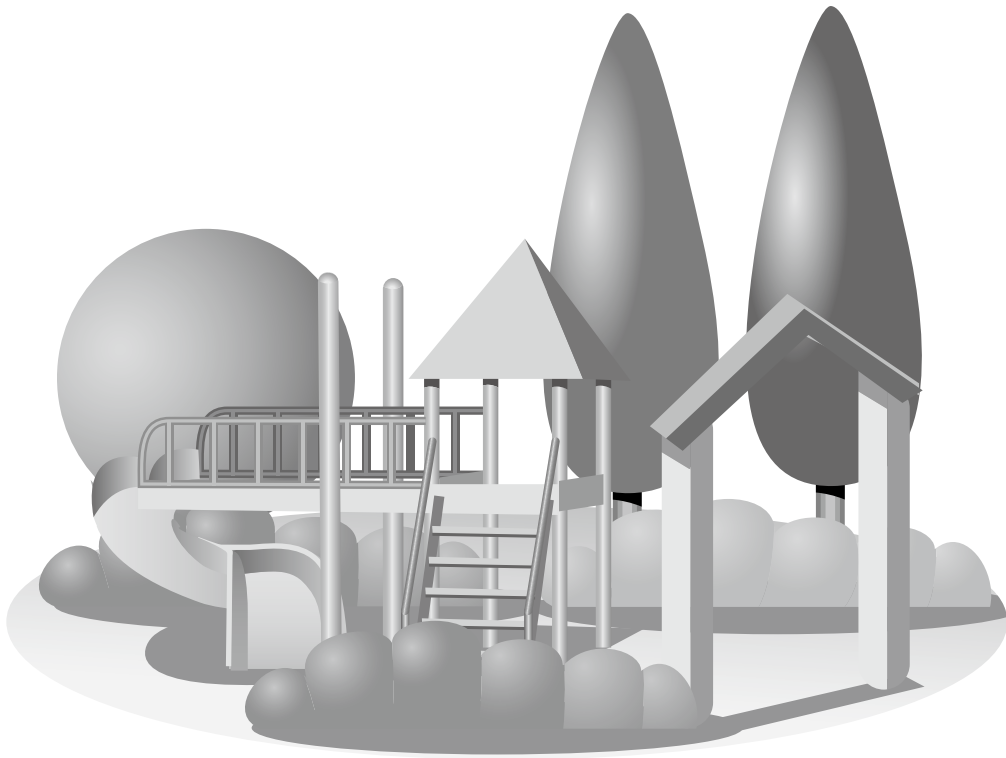
⁷ 市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

社会福祉法（抄）⁸

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



⁸ 社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発展を目的とする。

2 地域福祉の役割分担と「共助社会」の構築

1. 地域福祉の役割分担

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」、「共助（地域が協力して実現していくこと）」、「公助（行政が責任をもって推進すること）」の3つに区分して表記しています。

国でも社会福祉基礎構造改革を進める上で、その理念として「国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本（自助）」であり、「自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援（共助・公助）」を行うことによって「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える」という考え方が示されています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立すること（自助）を基本としながら、自立した個人が相互に助け合う（共助）社会の構築を目指しています。

この「共助社会」における行政の役割としては、自助・共助ではカバーできない範囲の福祉サービスを提供する（公助）とともに、自助・共助が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

また、福祉の課題は日常生活の課題に密接に関係しているため、自治体で行っている活動の全てが地域福祉ということもできます。

2. 共助社会の構築

それでは、自立した個人が相互に助け合う「共助社会」を創り出していくためには何が必要なのでしょう。

住民や市民活動組織、社会福祉事業者などの地域を構成している人や団体が、「自分たちの暮らす地域をより良くしていこう」という目的を持って協力・連携して活動する場合、そこに一種の公共性が生じることを「新たな公共」と表現します。

共助社会を構築する上で必要である地域ぐるみの福祉活動を活性化していくためには、この「新たな公共」に対して、かつて「公共」という言葉が指していた行政が持っている権限や役割を積極的に委譲していくことが大切です。

ところが、住民の地域への参加意識の希薄になってきている都市部においては、「新たな公共」が生まれにくい状況になっており、地域福祉計画においては、「新たな公共」を生み出す基盤となる「共助」の確立を図っていくことが重要な課題となります。

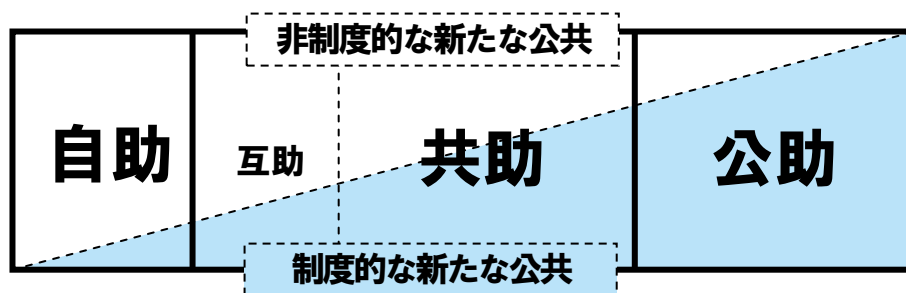
さらに、共助は「お互いさま」の範囲に含まれる隣近所の助け合い（互助）が発展し拡大することによって確立されていくものであることから、隣近所の人間関係を緊密にしていくことが「共助社会」を創り出していくための第一歩になります。

また、地域には様々な異なる個性を持った人々が暮らしています。住民一人ひとりの個性を尊重しながら、行政や他の人々に必要以上に依存することなく、それぞれがお互いに協力し、お互いに力を補い合いながら、地域住民みんながそれぞれの役割を果たしていくことで「共助社会」の実現に近づきます。

そして、このような「共助社会」が実現することで、いつまでも安心して暮らせる船橋を創ることが出来るのではないのでしょうか。


自助・共助（互助）・公助の区分概念図

市民が計画し実行する範囲（上側半分）≒ 地域福祉活動計画
（社会福祉協議会が策定）





行政が計画し実行する範囲（下側半分）≒ 地域福祉計画（市が策定）

地域と行政の役割分担イメージ

**福祉サービスのニーズ**

福祉サービスを必要とする方のニーズは、世帯の状況・場所・時間・個人の価値観等によって、程度も種類も様々に異なっています。

行政の行う福祉サービスには、平等性や公平性が求められるため、様々な福祉サービスのニーズの中から、一定の基準を設けて全市的かつ一律に実施できる基礎的な福祉サービスをカバーします。
(みんなに共通の丸い部分を受け持ちます)

**行政が受け持つ福祉サービス
(中心の丸い部分)****地域が受持つ福祉サービス
(外側のギザギザ部分)**

行政の実施するサービスでカバーできない個別・多様なニーズについては、地域における市民相互の助け合いや、NPO・ボランティア活動、民間の事業者等により、安価で良質な福祉サービスが提供できる環境づくりを進めます。
(一人ひとり異なるギザギザの部分を受け持ちます)

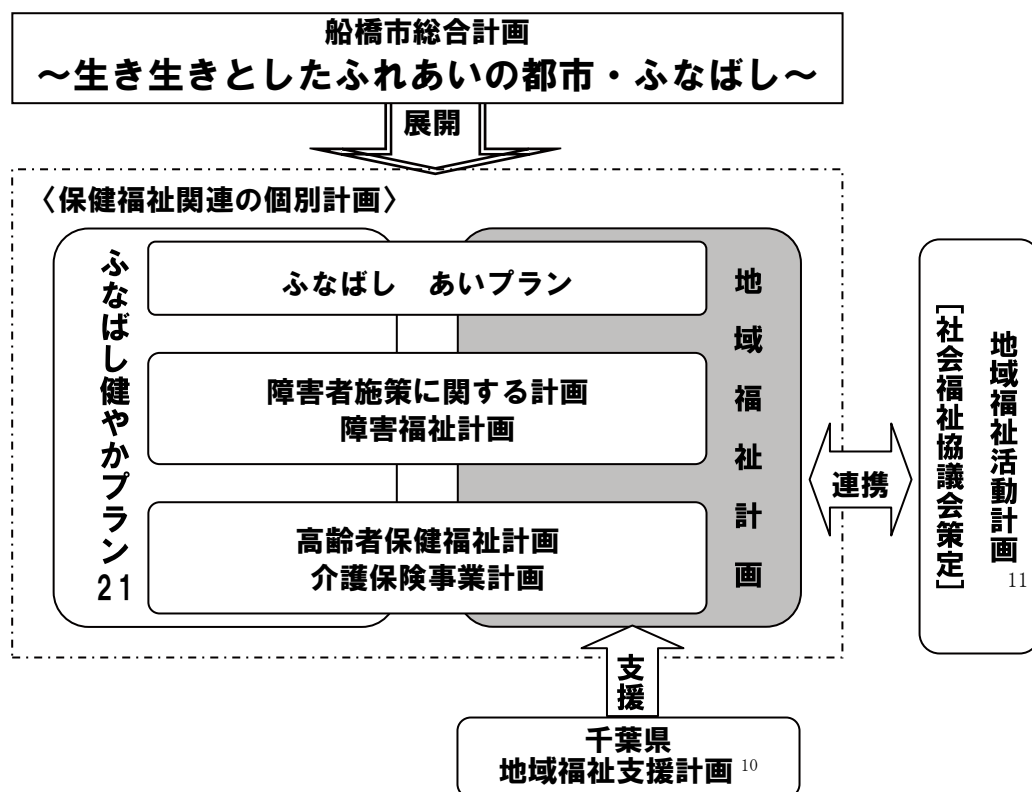
3 地域福祉計画の船橋市計画体系における位置づけ

船橋市には、地方自治法に基づき策定された「総合計画⁹（基本構想・基本計画）」があり、船橋市全体の行政施策の指針となっています。

この総合計画のもと、各部門別に様々な個別計画が策定されており、保健福祉部門では子どもや子育て中の方などを対象とする「ふなばし あいプラン」、障害者を対象とする「障害者施策に関する計画」「障害福祉計画」、高齢者を対象とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、それぞれの対象者別の福祉関連個別計画の他、すべての市民の健康づくりに関わる計画として「ふなばし健やかプラン21」が策定されています。

地域福祉計画は、こうした保健福祉部門における個別計画の対象者や対象分野だけではなく、まちづくりや教育・生涯学習などの保健福祉部門以外の分野にも及ぶ幅広い計画として、位置づけられます。

地域福祉計画の目指す地域住民と行政の協働による地域社会の実現は、保健福祉関連個別計画を推進していく上でも極めて重要なアプローチといえます。



⁹ 市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、すべて総合計画に基づいて進められている。

¹⁰ 社会福祉法第108条に規定される行政計画で、市町村の地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。

¹¹ 市社会福祉協議会の活動方針や将来にわたる事業内容等を定める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議会の活動計画を包含する。

4 地域福祉計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 22～26 年度の 5 カ年度とします。

計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて 3 年から 5 年の間で見直しを行うものとします。

平成（年度）									
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総合計画（基本構想）									
総合計画（基本計画）						総合計画（基本計画）			
地域福祉計画					地域福祉計画 [第2次]				
第3次高齢者保健福祉計画 ・第2期介護保険事業計画									
第4次高齢者保健福祉計画 ・第3期介護保険事業計画		第5次高齢者保健福祉計画 ・第4期介護保険事業計画			第6次高齢者保健福祉計画 ・第5期介護保険事業計画				
障害者施策に関する計画 (改訂版)			障害者施策に関する計画						
障害者福祉計画			障害者福祉計画			障害者福祉計画			
ふなばし健やかプラン21（基本構想）									
ふなばし健やかプラン21（前期計画）					ふなばし健やかプラン21（後期計画）				
ふなばし あいプラン（前期計画）					ふなばし あいプラン（後期計画）				
参考 地域福祉活動計画 ※船橋市社会福祉協議会策定					第2次地域福祉活動計画				

5 第2次地域福祉計画策定の経緯

地域福祉計画の見直しの期間としては、第1次地域福祉計画において、状況に応じて3年から5年で行うこととなっており、今回、社会情勢の変化や法・制度等の改正、また船橋市においても福祉を取り巻く環境は変化していることから、第2次地域福祉計画を策定するものです。

【計画策定の体制】

① 船橋市地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容にするためには、市民組織や社会福祉関係事業者、一般市民等といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される船橋市地域福祉計画策定委員会において計画の策定を行いました。

② 船橋市地域福祉計画検討委員会

行政運営上の意見の集約・調整を目的とする船橋市地域福祉計画検討委員会を設置し、調査・検討を行いました。

③ パブリックコメント¹²の実施

平成22年1月4日から2月3日まで計画素案によるパブリックコメント手続きを実施し、寄せられた意見についても計画策定に反映させました。

④ 住民説明会の開催

平成22年1月9日（土）から5回に分けて、「船橋市地域福祉計画」の説明会を開催し、地域福祉について説明した上で、本計画の内容についても説明し、市民の皆様にご理解いただきました。

¹² 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。